

食安監発 1201 第 4 号
平成 23 年 12 月 1 日

各

都	道	府	県		
保	健	所	設	置	市
特	別	区			

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬食品局食品安全部監視安全課長

生食用食肉の監視指導の徹底について

標記については、食品、添加物等の規格基準(昭和 34 年厚生省告示第 370 号、以下「規格基準」という。)の改正が本年 10 月 1 日より施行され、9 月 12 日付け食安発 0912 第 7 号、11 月 2 日付け食安監発 1102 第 1 号及び 11 月 17 日付け食安発 1117 第 2 号にて、本規格基準の遵守について関係事業者への監視指導をお願いしているところです。

今般、東京都において実施された一斉監視指導の結果、10 月 1 日以降も生食用牛肉を提供していた施設の全てが規格基準に適合していなかったことが公表されました(別紙)。

つきましては、生食用食肉を取扱っている全ての営業施設への監視について、本年 12 月末までに報告することとしていたところですが、東京都の結果も踏まえ、終了していない自治体においては早急に監視を進めるようお願いします。

なお、監視指導結果の報告についても速やかに報告するようお願いします。

平成 23 年 11 月 29 日
福 祉 保 健 局

生食用牛肉の規格基準施行に伴う一斉監視指導結果について

本年 10 月から食品衛生法に基づく生食用牛肉の規格基準が施行されたことを受け、東京都では、10 月 3 日から 10 月 31 日まで、特別区・八王子市・町田市と連携して一斉監視を実施しました。

その結果を取りまとめましたのでお知らせいたします。

1 監視指導結果

	飲食店営業	食肉処理業	食肉販売業	合計
調査施設数	3,473	202	815	4,490
牛肉の生食での提供軒数 ()内は調査施設数に対する割合	55 (1.6%)	0 (0.0%)	4 (0.5%)	59 (1.3%)
規格基準に適合する軒数	0	0	0	0
規格基準に適合しない軒数	55	0	4	59

2 今回の監視指導結果について

- 都では、9 月から、食肉処理業・食肉販売業・飲食店営業等の施設に対し、生食用牛肉の規格基準を周知しました。10 月以降も牛肉を生食用として提供していた施設は、飲食店営業で 55 軒、食肉販売業で 4 軒の合計 59 軒でした。
- 生食用牛肉を提供していた施設のうち、規格基準に適合しているものではありませんでした。
- 規格基準に適合していない施設に対しては、提供中止を指示し、現在、すべての施設が生食用としての提供を中止しています。

【参 考】

- 食肉処理業とは、食肉を整形加工する営業で、小売をしないものをいう。
- 食肉販売業とは、店舗を設け、食肉を販売する営業をいう。スーパー、コンビニエンスストア等の営業形態も含む。

問い合わせ先
福祉保健局健康安全部食品監視課
電話 03-5320-4404